

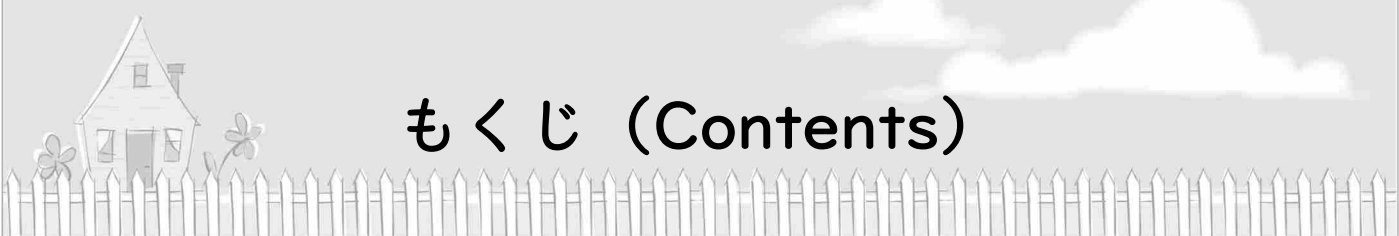
令和5年度（2023年）
札幌市子どもの権利救済機関

子どもアシストセンター 活動状況報告書



「子どもの権利ポスター展」最優秀賞作品（2023）

令和6年（2024年）
札幌市子どもの権利救済委員



もくじ (Contents)

救済委員からのメッセージ P1

原 敦 子 札幌市代表子どもの権利救済委員
品川 ひろみ 札幌市子どもの権利救済委員

【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要 P7

1 設置目的と性格 2 運営体制 3 相談・救済の流れ

第2章 令和5年度の活動レポート P10

1 相談の状況 2 調整活動の状況 3 救済申立てによる調査

第3章 関係機関との連携 P17

1 子どものための相談窓口連絡会議 2 活動状況の報告等
3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

【子どもアシストセンター紹介編】

◎ 相談員・調査員のコラム P19

第4章 広報・啓発活動 P25

1 広報・啓発活動 2 制度・活動に関する問合せ・視察・情報交換

【統計・資料編】

第5章 令和5年度の統計データ詳細 P29

1 月別相談受付状況 2 相談方法の内訳
3 相談者、相談者「子ども本人」の内訳
4 相談対象者の内訳 5 相談内容の内訳

第6章 相談件数等の推移 P32

1 相談の状況 2 調整活動の状況 3 救済申立ての状況
4 救済委員の自己の発意による調査の状況

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 P40





救済委員からのメッセージ

—— 6年間の任期満了にあたって ——

札幌市代表子どもの権利救済委員 原 敦子

本年度で、6年間務めました子どもの権利救済委員を任期満了により退任することとなりました。この6年の間、子どもをはじめ、その保護者から寄せられたさまざまな相談に接する中で、その時々の子どもの悩みであったり、保護者の苦悩に接して、一緒に悩み考えさせられる日々でした。子どもや保護者からの相談を受け、何とかしなければと思う一方で、難しい現実を目の当たりにすることもありました。

ただ、アシストセンターへの相談を通じて子どもが自分の力で歩み出していく姿などを目にしたことで、やりがいを感じ、6年という長い任期を全うすることができました。子どもさんや保護者の方々、学校の先生方、他の相談支援機関の方々、支えてくださったアシストセンターの子どもの権利調査員、相談員、事務局の皆様、皆様の力なくして救済委員としての6年を務め上げることはできなかったものと感じております。この場をお借りして、感謝申し上げます。

この6年間を振り返りますと、アシストセンターではLINE相談が開始されたことや子どもに関する痛ましい様々な事件、新型コロナウイルス感染症の蔓延と子どもへの影響、ヤングケアラー支援、そして、こども基本法等の制定とこども家庭庁の新設などアシストセンターの歴史の中でも激動の時期でした。

I 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスにより臨時休校や自宅待機などを余儀なくされる中、アシストセンターへの相談内容も家庭内の親子関係や兄弟関係をはじめとする家庭生活の悩みが多く寄せられる傾向にありました。また、ウイルスが世の中を暗くする中、令和2年度は子どもの自死が全国的に増えることとなりました。そのような世の中だからこそ、子どもや保護者にとって、何でも相談できるアシストセ

ンターの重要性を痛切に感じました。相談できる、心の拠り所となる、また、話すことにより「居場所」となる、その重要性は暗い時期を経験しなければわかりません。そのような世の中で、アシストセンターの存在意義が非常に大きかったものと身に染みて感じたところです。

2 こども家庭庁の新設

子どもに関する考えが大きく変化する契機となったのが、令和5年4月のこども家庭庁の発足です。「こどもまんなか」というメッセージのもと、保護者も子どもの意思を尊重しながら一人の人間として関わる社会を目指しています。子どもも考え、かつ、自分で成長していく存在であり、親はそれを見守り、サポートしていくような関わりを求められています。どうしても保護者は子どもの将来を考えて、子どもに関することを子どもの意見を反映させず決めてしまいがちです。その結果、子どもと保護者間で軋轢が生じ、アシストセンターに相談してくる子どもが後を絶ちません。保護者の子どもを思う気持ちは十分に理解できます。子どもと保護者との関わり方を少しでもお手伝いできないか、そんな思いから、あしすと通信では、そのヒントを微力ながら提供しています。保護者も子どもとの関わり方や子育てを誰にも教わっていません。子どもも千差万別、子どもとの関わり方も千差万別です。子どもと保護者との関係についてお手伝いができればと考えております。

社会が多様化することに伴い子どもの相談内容も多様化しています。寄せられた相談内容が同じであっても、相談した子どもやその保護者の抱える家庭環境や背景事情、生い立ちなどはひとりひとり異なり、ひとくくりに相談対応することはできません。加えて、その悩みも時代時代で変わり、想像できないような新たな悩みがアシストセンターに舞い込むと思われれます。

是非、未来の子どものために、日々、アシストセンターが、子どもがまず相談したいと思える安心できる居場所となることを願っています。

相談にきてくださった子どもさんと保護者の皆様を思い浮かべています。お子さんの中には、相談後、学校の先生になりたいと夢を話してくれた方もいました。お子さんと保護者の皆様のことを思いながら、退任のあいさつ兼令和5年度活動報告の救済委員メッセージとさせていただきます。

6年間、大変お世話になりました。



救済委員からのメッセージ

—— 2023 年の子どもたち ——

札幌市子どもの権利救済委員 品川 ひろみ

1 はじめに

2023 年 4 月、こども家庭庁があらたにでき、こども基本法が施行されました。こどもまんなか社会の到来です。しかしアシストセンターに寄せられた相談を振り返ると、まだまだ「子どもが真ん中」ではないと思うことがあります。

こども基本法には 6 つの基本理念が述べられており、その内容は子どもの権利条約に基づいています。

これを見ると基本理念には、子ども自身が大切にされることや、その権利が守られているか、子どもの生活が守られ教育を受けられるか・・・などなど、子どもにとって必要なことが網羅されています。

しかし先に述べたように、多くの子どもたちは何らかの悩みをもってアシストセンターに相談してくれています。

こども基本法の 6 つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

こども基本法/こども家庭庁

2 相談してくれた子どもたち

では相談にはどのような特徴があるのでしょうか。子どもたちの話を聴くと、微笑ましいものから、深刻なものまで相談内容は幅広く、深刻度の深さも様々でした。その相談の多くは、子ども自身と誰か（他者）の関係で困っていることが

多かったように思います。「他者」については、自分と同じ①「子ども」が対象の場合と、家族や先生という②「おとな」が対象の場合があり、それぞれに求めることや、理解してもらいたいことが違います。

また、子どもたちは、他者に対して、自分が他の人と「違う」ことを理解してほしいと思うと同時に、「同じ」であることを理解して欲しいと思っているようです。それはどういうことでしょうか。

(1)「違う」ことを認めてほしい

子どもたちは一人ひとり違います。違うことを理解してほしいことを望むなかには、自分はこの世界で唯一無二の存在であること、違っていても、それでよいと認めてほしいという気持ちがあります。

また、同じ年齢であってもクラスの友だちとも違うのだということや、たとえ血のつながりがあっても、親ともきょうだいとも違う、他の人には簡単でも自分には難しい、他の人は嬉しいことでも自分には辛い・・・そんなことをわかってほしいという気持ちが見えます。

(2)何が「違う」のか

何が違うのでしょうか。その違いというのは子どもそれぞれですが、例えば友だちに何か嫌なことを言われて、辛くなり学校に行けなくなることもあります。しかし、子どもによっては、それが気にならない子ども、言い返すことができる子どももいます。他者からの行為に対する受け止め方や影響は一人ひとり違うのです。

家族との関係も同じです。親は励ます気持ちで「もっと頑張らなくては」と言ったことが、子どもには辛いこともあります。同じ親に育てられていても、弟は気にしないのに、兄は親に言われた一言で、自分の辛さをわかってもらえない、家のなかに居場所がないと感じてしまうことがあります。これら子どもの感性は辛いことばかりでなく、嬉しい、楽しい、安心できるなどが違うのです。

(3)同じであること

そのように一人ひとり違う子どもたちですが、同じであることをわかってほしいとも思っています。例えば、学校に行けない子どもたちは、行かなくてよいと思っているわけではありませんし、怠けているわけではありません。

本当は学校でみんなと一緒に勉強したり、楽しく話をしたりしたいと思っています。子どもたちのなかには、発達に特性をもっている子どももいますが、できることは違っていても、みんな「同じように」大切にされ、勉強したいと思っています。それは冒頭で確認した「こども基本法の6つの基本理念」で記された子どもの権利そのものです。

3 相談してくれたおとなたち

ではそれら子どもの気持ちに気づき、子どもの権利を守るために、おとなたちはどうすればよいのでしょうか。

(1)おとなも辛い

子どもにとって、親とは絶対的な存在です。この世に生を受けたときから親の世話を受け、それがなければ今日まで命をつなぐことができなかったことは、子ども自身感じています。だからこそ、絶対的な存在なのです。

しかし親からすれば、少し違います。親はほとんどの場合、子どもを授かってから徐々に親になっていきます。それは親として自信に満ちているわけではなく、迷うことも、わからないこともあって、何とか乗り越えています。

さらに親自身は生活のこともあります。仕事をしながら家庭のこともあり、そのうえ子育てをすることは想像以上に大変です。そのようななかで、子どもに何か困ったことが生じれば、慌ててしまい、どうしたらよいのかわからなくなってしまふことは当然のことかもしれません。

(2)親としての知識と経験

親として必要なことは何でしょうか。子どもの発達には近年多くの研究成果が出され科学的に解明されています。一般にも知られるようになり、それを取り入れた子育て本なども多く出版されています。しかしそれらのいわゆる知識的なことと同様に子育てに影響しているのが、自分自身がどう育てられたかということです。親自身が厳しく育てられた場合は、わが子にも同じように厳しさを持ち、頑張ることを求めることが多いように思います。さらに言えば、自分自身は厳しく育てられたからこそ今がある。だから子どもにも頑張ってもらいたい。また、今のうちに頑張らせればきっとできるようになるはず…。そのような親のいわば期待は、子どもにとって辛い期待になることが少なくありません。

(3)親子の距離感

また大切に思い、心配のあまり、子どもとの距離感が近くなりすぎることもあります。本来子どもの生活は、家庭を中心に子ども集団のなかで育ち、そこを行き来しながら育っていくものです。親は少し離れたところから見ていて、子どもが戻って来た時に安心できる場を与えられることが理想的です。

しかし子どもから辛いと悩みを打ち明けられたとき、驚きと心配で子どもの世界に近づきすぎて、心配が増してしまうこともあります。子どもの気持ちに寄り添うことは必要ですが、子どもの世界に近すぎ、子どもとまったく同じ気持ちでは、子どもは不安から抜け出すことが難しくなります。

心配があっても「きっと大丈夫!」「がんばっているね!」と子どもの「成長する芽」を伸ばすような言葉がけは効果的です。子どもは親のゆとりのある表情を見て安心できることもあります。

もちろん、親が介入しなければ子どもの心が壊れてしまうほどの問題には、すぐに対処する必要があります。どんな問題は見守るくらいでよいのか、あるいはすぐに対処する必要があるのかアシストセンターに相談いただくことも多いです。

4 大切にしたいこと ―子どもを中心に―

本来子どもは育つ芽をもっています。適切な光と栄養があれば、その子らしい花を咲かせることができます。親をはじめとして、子どもを取り巻くすべての大人は、子どもを見守りながら、いつもと違う様子はないか、その子らしく育っているか、この子はどうなりたいのか、など子どもを中心に考えられることが理想です。子ども自身が、この社会は自分たちのことをわかってくれる。一番に考えてくれるという本物の子どもが真ん中の社会をつくるために、今後とも取り組んで参りたいと思っています。



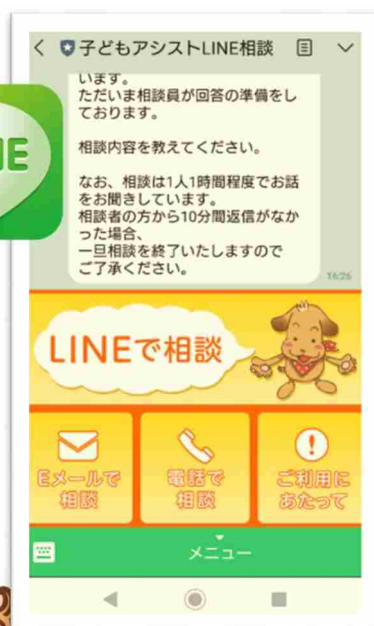
子どもアシストセンター
マスコットキャラクター
「ハッピー」

【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要

第2章 令和5年度の活動レポート

第3章 関係機関との連携



1 設置目的と性格

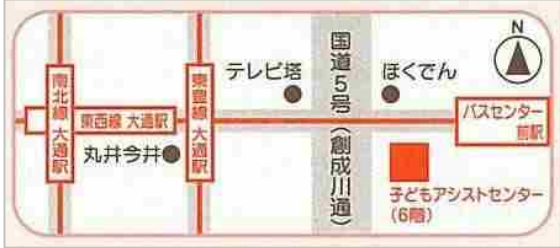
札幌市子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。

子どもアシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンであるところにあり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

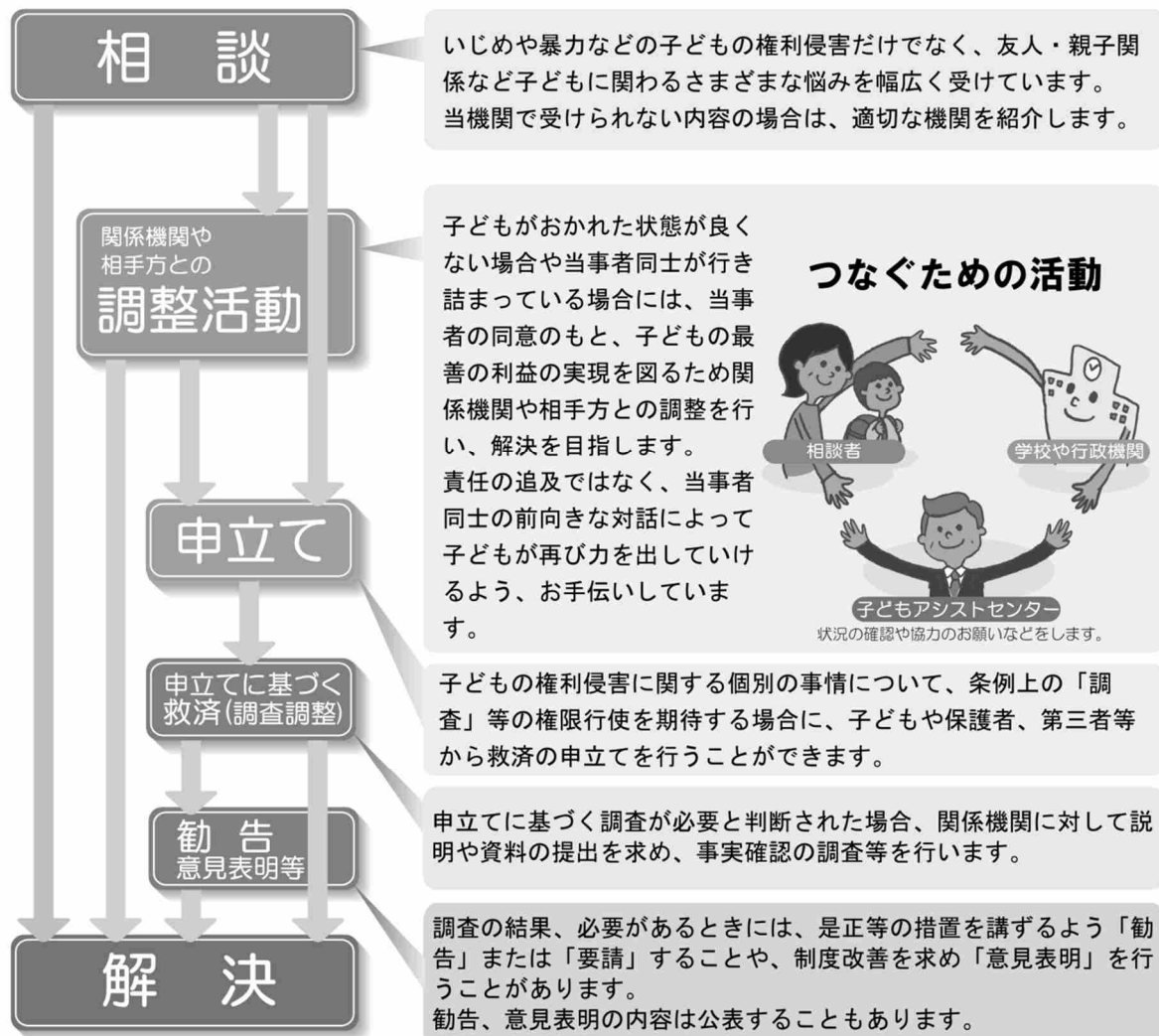
組織体制	・ 委員等 救済委員2名（大学教授・弁護士：令和5年度）、調査員3名、相談員7名 ・ 事務局 4名（事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1） ※事務局長は子ども育成部長が、事務局次長は子どもの権利推進課長が兼務。
基本姿勢	・ 「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。 ・ 子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。 ・ 子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相談・救済の基本的対応	・ 相談を通して、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けながら、子どもの権利侵害からの救済を図っていきます。 ・ 救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です。 ・ 解決のために必要があるときは、申立ての有無に関わらず相談者の同意を得て調査や調整を行いますが、相手をいさめたり白黒をつけたりするために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としています。

対 象	・ 18歳未満の子どもが対象です（18歳又は19歳であっても、高校3年生など18歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。 ・ 札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所をしており、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象となります）。 ・ 申立てによる救済の対象は、救済申立ての原因となった事実のあった日から、3年を経過していないものです。
相 談 時 間 帯	・ 月～金 午前10時から午後8時まで ・ 土 午前10時から午後4時まで（令和元年度以前は午後3時まで） ※ 日曜・祝日、年末年始は休み ※ 電子メール、LINEの受信は年中・終日可能
相 談 方 法	・ 電話 子ども専用電話 0120-66-3783（通話料無料） 大人用電話 011-211-3783 ・ 電子メール メールアドレス assist@city.sapporo.jp ・ 面談 ・ LINE ※ 令和2年度より通年実施 LINE 友だち登録用二次元コード 
所 在 地	・ 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階 

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでの対応は、子どもに関するさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合があります。

相談から解決まで



解説

救済委員（2名）

子どもアシストセンターのまとめ役。専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討して、調査員や相談員に指示や助言を与え、また、事案に対する最終判断を行います。

令和5年度は、大学教授と弁護士が市議会の同意を得て任命されています。

調査員（3名）

学校や他の機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者の話し合いの場を設けるなどの活動を行います。

令和5年度は、弁護士、児童・社会福祉関係の経験者、教育関係の経験者が調査員を務めています。

相談員（7名）

毎日、子どもや大人から、電話・メールなどでさまざまな相談が寄せられます。

相談機関の経験者、教育関係の経験者など、さまざまな経験をもつスタッフが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応します。

令和5年度の相談等の傾向と活動の重点

令和5年度の相談件数は、実件数 1,144 件、延べ件数 3,238 件で、前年度と比較して実件数で 8 件増加、延べ件数で 533 件増加しました。

救済の申立て⁽¹⁾はありませんでした。相談の延長としての調整活動⁽²⁾は 24 件で、前年度（22 件）と比較して 2 件増加しました。

相談方法は、Eメールによる相談が延べ 317 件で、前年度と比較し 62 件減少した一方、LINEによる相談は延べ 1,692 件で、前年度と比較し 548 件増加しました。

また、電話による相談は延べ 1,125 件で、前年度と比較して 20 件増加し、面談による相談も延べ 98 件で、前年度と比較して 26 件増加しました。

相談方法の主軸がLINEとなる中、相談内容が調査や調整につながる可能性のある事案については、直接会って詳しく話を聴くために、できるだけ面談に来ていただくよう勧め、調査・調整の円滑な実施につなげました。

I 相談の状況



(1) 相談対応の姿勢

子どもアシストセンターでは、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害だけではなく、友人関係や親子関係なども含めた様々な悩みの相談を幅広く受け付けています。

相談にあたっては、相談者の心情に寄り添った支援を行うことを念頭に、可能な限り当事者である子ども本人の意見を聴くように努めています。

また、悩みの内容によっては、子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

(2) 相談件数

令和5年度に受付し対応した相談件数は、実件数 1,144 件、延べ件数 3,238 件であり、前年度に比べて実件数で 0.7%増、延べ件数で 19.7%増となっています。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなどの調整活動を行った件数も含まれています。

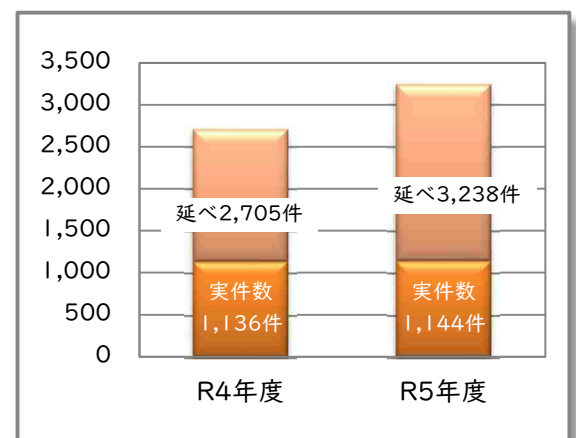


図1 相談受付件数



相談件数等データの詳細



【統計・資料編】P29～

(3) LINE相談について

令和5年度に対応したLINEによる相談は延べ1,692件（前年度比47.9%増）でした。

一方、電話による相談は、延べ1,125件（前年度比1.8%増）、Eメールによる相談は、延べ317件（前年度比16.4%減）でした。

また、令和5年度に対応した子どもからの延べ相談件数2,311件のうちの1,688件、割合にして73.0%がLINEによる相談であり、電話やEメールでの相談より多くなっています。

子どもたちにとって、LINEは身近で手軽な連絡手段であり、相談方法の主軸がLINEとなっていることがわかります。

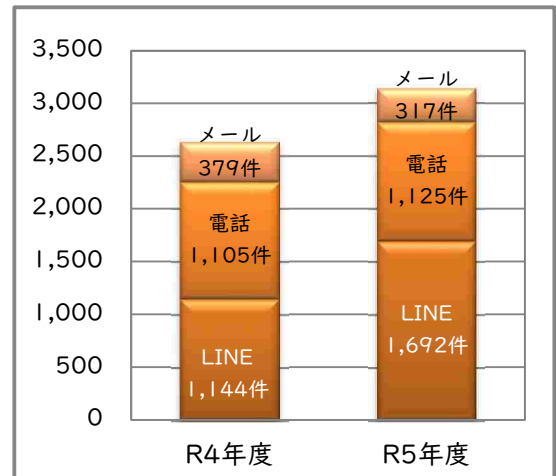


図2 LINE・電話・Eメール相談受付件数

表1 子どもからの相談方法 件数と割合

相談方法	件数（件）	割合（％）
LINE	1,688(1,141)	73.0(63.8)
電話	356(394)	15.4(22.0)
Eメール	201(206)	8.7(11.5)
面談	64(47)	2.8(2.6)
その他	2(0)	0.0(0.0)
合計	2,311(1,788)	100.0(100.0)

割合（％）は小数点第二位を四捨五入

（ ）書きは前年度の件数及び割合

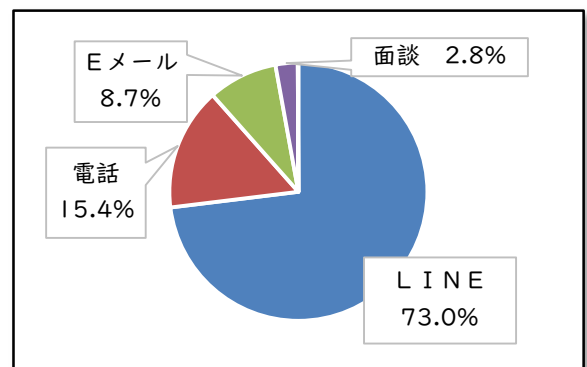


図3 子どもからの相談方法 割合



(1) 救済の申立て

子どもの権利侵害に関する個別の事情に基づいて、条例上の「調査」等の救済委員の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等が救済の申立てをすることができます。

(2) 調整活動

救済の申立てに至らない場合でも、相談の内容によっては相談者の同意のもと関係機関との調整を行うことがあります。

(4) 相談活動の事例の紹介

子どもアシストセンターには、子どもや保護者等から寄せられる相談に対応するため7名の相談員がおり、救済委員の指導・助言のもとで日々相談活動を行っています。

様々な職歴や経歴をもつスタッフが、それぞれの経験を活かしながら、相談者の声に耳を傾け、親身に相談に応じています。以下に、令和5年度の相談事例の一部を紹介します。

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】

子どもに寄り添い続け、成長を見守る

【相談内容（高校生 本人から）】

高校1年生のAさんから相談がありました。Aさんの相談は、中学校ではクラスに馴染めなかったけれど、高校では楽しく過ごしたいので、友達をつくるにはどうしたらよいかという内容でした。

【相談の実施と経過】

実はAさんがアシストセンターに最初に相談の電話をくれたのは、中学2年生のときでした。相談開始当初、Aさんは家族以外とのコミュニケーションがとても苦手でしたが、家族以外の誰かと話したいという気持ちがあり、アシストセンターに頻繁に電話相談がありました。相談員は、Aさんの気持ちや状況を周囲の大人に理解してもらうことで、Aさんが安心できるようになるよと励ましました。Aさんは頑張って担任教諭やスクールカウンセラーに自分の気持ちを伝えることができ、中学校に通い続けました。

高校生になると、電話に加えてLINEで、新たな環境での友人関係について相談を受けるようになりました。そしてこの春、高校2年生に進級するにあたり、Aさんから、アシストセンターへの相談によって友達とのコミュニケーションが取れるようになった、今は毎日学校に行くことが楽しいので、アシストセンターへの相談は一旦卒業し、困ったことが起きたらまた相談したい、との嬉しい申し出がありました。

アシストセンターは3年近くの長きに渡り、Aさんの不安な感情を受け止めるだけでなく、日常の些細な出来事の報告や喜びの声に耳を傾け、Aさん自身の力を信じて寄り添い続けました。これからも何かあればすぐに相談してもらえる存在として、Aさんを見守っていきたいと考えています。

親子の安心できる居場所に

【相談内容（中学生 母親から）】

中学2年生のBさんのお母さんから電話で相談がありました。Bさんのご両親は離婚しており、Bさんは親権者であるお父さんと暮らしていましたが、Bさんがお父さんと

は暮らしたくないとお母さんのところにいるので、アシストセンターでBさんの思いを聞いてほしいとの内容でした。

【相談の実施と経過】

お母さんから、Bさんに対するお父さんからの虐待の疑いについて児童相談所に相談していること、今後Bさんの親権を争う予定であることをお聞きしました。アシストセンターでは、親権の交渉そのものは相談対象ではないため、この点にご理解をいただいた上で、Bさんの生活や学習の環境、親子関係などについて定期的に親子それぞれと面談を実施することになりました。また、Bさん本人とは、面談がない間も電話とLINEで繋がり、不安な気持ちになったときや寂しいときなどに、すぐアシストセンターに連絡してもらうようにしました。

Bさんは生活リズムが崩れて昼夜逆転しており、調子の良いときにはオンラインでの学習に参加するも、登校はできずにいました。また、お母さんも体調を崩して仕事を休みがちになるなど、なかなかお母さんの思うように事は進まず、そのような中で親子関係が不穏な状態となっている様子がうかがえました。

そこでアシストセンターでは、Bさん親子が精神的に追い詰められ、社会的に孤立することを防げればと、面談時にBさんの学校以外の居場所を紹介したり、家庭の状況についてお住まいの区の家庭児童相談室への相談を促したりするなどしました。

面談での聴き取りや普段のBさんからのLINEからは、厳しい状況であっても、親子が互いを思いやり、必死に支え合う姿が伝わってきます。アシストセンターは、これからもBさん親子との相談を続け、ここがお二人にとって、相談することで少しでも気持ちを軽くすることができる居場所でありたいと考えています。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われる場合で、その時点では調整活動や救済の申立てには至らないものの、将来的にその可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理しています。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速かつ適切に対応することを目的としています。

令和5年度は、11件の事案を留意ケースに指定して動向を注視し、うち2件の事案が調整活動の対象となりました（令和4年度の留意ケースは11件）。

2 調整活動の状況



(1) 調整活動について

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整をすることが必要になることがあります。救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、必要に応じて救済委員の判断により調整を行う場合があります、これを「調整活動」と位置付けています。調整活

動は関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなどさまざまな内容、関わり合いの度合いのものを含んでいます。

子どもアシストセンターでは、相談者の要求を調整先の関係機関に伝えるだけでなく、第三者的な立場で、関係機関における対応や状況等も丁寧に伺い、相談者と関係機関がお互いに理解し協力し合える環境を整えることができるよう、積極的に活動しています。

(2) 調整活動の件数

令和5年度は「調整活動」を24の案件について、延べ133回行いました（令和4年度は22の案件について188回実施）。

調整先として、最も多かったのは児童相談所で、14件（令和4年度8件）でした。このうち、児童虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条⁽³⁾に基づき児童相談所に虐待通告したものではありませんでした。

学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った、学校を調整先とする案件は11件（令和4年度10件）でした。その他、医療機関や警察署などのその他機関を調整先とした案件もありました。

表2 相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目 \ 調整先	小学校	中学校	高校	市教育委員会	市児童 ^{※1} 相談所	その他 ^{※2}	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	1	4	0	1	9	3	18
学校(幼稚園)生活 (子どもと教師の関係、いじめ、不登校など)	1	3	2	0	5	2	13
合 計	11			20			24 ^{※3}

※1 各区家庭児童相談室を含む。

※2 「その他」の内訳：区保健センター(1件)、医療機関(1件)、警察署(1件)、法務局(1件)、市相談機関(1件)

※3 複数の調整先に調整したケースがあるため、調整先別の調整活動件数の合計(31件)と調整案件数(24件)は一致しない。

1件あたりの平均活動回数 令和5年度：5.5回（令和4年度は8.5回）



調整活動件数の経年の推移



【統計・資料編】P35～P36

(3) 児童虐待の防止等に関する法律 第6条（抜粋）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(3) 調整活動の事例の紹介

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】



学校との連携による見守り体制の確立

【相談内容（小学生 スクールカウンセラーの紹介で本人から）】

小学6年生のCさんについて小学校のスクールカウンセラーから、夜間も相談できるアシストセンターに繋がりたい生徒がいるとの紹介により、後日Cさんから電話相談がありました。Cさんの相談は、以前から両親の知らないところで上のきょうだいから暴力を受けており、そのことが原因で気分の落ち込みがひどいという内容でした。また、Cさんはこの件について親に打ち明けたことがありましたが、その際きょうだい喧嘩や一時的な気分の浮き沈みの問題として軽く受け取られてしまったため、以後は親に相談できず、ますます家にいることが辛くなり、数か月前からは死にたいと思うことがあるとのことでした。

【調整活動の実施と経過】

Cさんは、辛い気持ちを養護教諭に打ち明けたところ、担任教諭とスクールカウンセラーにも話を聴いてもらうことができました。Cさんはそのことをありがたいと思う一方で、死にたいという気持ちが消えたわけではないため、先生方の負担になってしまうのではないかと学校に気を遣っていました。

そこでCさんには、勇気を出して先生方に気持ちを話せたことは本当に良かったし、家庭環境が変わらなければ辛い気持ちが減らないのは当然であるから、Cさんが申し訳なく思うことはないよとお話しました。そして、たくさん話を聴いてもらうことで気持ちを整理して、これからどうすれば辛いことを減らせるか、先生方と考えていけるとよいのではと助言し、学校には電話でCさんから聞いた情報を共有しました。

その後Cさんからの相談はありませんが、調査員から学校にCさんの状況を問い合わせ、担任と養護教諭が家庭訪問して保護者と話ができたこと、Cさんは学校には毎日登校して落ち着いて過ごしており、スクールカウンセラーとの面談も継続していることを確認できたため、今後も何かあれば学校と情報を共有できる見守り体制をつくることができました。学校に、子どもの頼れる場所の一つとしてアシストセンターを活用いただけた事例でした。



緊急性の高い相談対象外ケースを速やかに他機関に繋ぐ

【相談内容（大学生 本人から）】

大学1年生のDさんが突然来所しました。Dさんの相談は、かねてより父親との折り合いが悪く、最近とある出来事をきっかけに家を追い出されてしまったが、父子家庭で他に頼れる親族もいないため、一時的にでも安心して生活を支援してくれるところはないかとの内容でした。

【調整活動の実施と経過】

大学生は原則アシストセンターの相談対象外ではありましたが、Dさんは自宅を出てから友人宅を転々とし、相談来所時にはネットカフェで寝泊まりしているとのことから、緊急性があると判断し、適切な関係機関に繋ぐことを前提に調整活動に入りました。

調査員は、Dさんから聴きとった情報を基に、すぐに若年女性を支援する団体、児童相談所、区保健センターに連絡し、それぞれから利用可能性のある支援について提案を受けました。その結果、まずは若年女性を支援する団体が中心となり、活用可能な居場所を検討するという整理ができました。そのためには団体がDさん本人により詳しい状況を確認する必要があることから、そのことをDさんに連絡して説明し、アシストセンターからの紹介で相談しているとことを団体に伝えてもらうと相談がスムーズにいくと申し添えました。また、今後の学費の支払いに関しては、大学の学生相談室に相談するよう助言しました。緊急性の高いと思われるケースについて、他機関との調整を円滑に行うことができた事例でした。

3 救済申立てによる調査



(1) 救済の申立てについて

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済としています。解決のために必要なときは調査や調整を行いますが、相手を諷めたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

(2) 救済申立て受理件数と概要

令和5年度は、救済の申立ては寄せられませんでした（令和4年度1件）。

(3) 「是正等の措置の勧告」、「意見表明」及び「是正の要請」ならびに「自己発意による調査」

これまでに「是正等の措置の勧告（条例第39条）」、「意見表明（条例第39条）」及び「是正等の要請（条例第40条）」に至った案件はありません。

また、令和5年度において、救済委員の自己の発意による調査⁽⁴⁾を実施した案件はありませんでした。



救済申立て件数等の経年の推移



【統計・資料編】P36～39

(4) 救済委員の自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報や救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子ども権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、自己発意に基づく調査等を行うことができます。

1 子どものための相談窓口連絡会議

子どもアシストセンターでは子どもに関するさまざまな相談や救済の申立てを受けていますが、札幌市内には他にも国、北海道、民間団体など多くの相談機関があります。

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくためには、行政機関だけではなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となります。

子どもアシストセンターは、相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう、平成21年度から他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民22機関が参加）」を開催しています。

令和5年度は、9月に各機関の活動報告等に関する情報交換を行うとともに、品川救済委員が「子どもアドボカシーの現状と相談機関として求められる対応について」講義し、参加機関に学びの機会を提供しました。

また、令和6年3月には、顔の見える関係性づくりを更に一歩進めるとともに、各機関の特性や実務的な考えを共有して具体的な協働につなげるため、初めての試みとして事例検討を行いました。品川救済委員がファシリテーターを務め、16歳の不登校に悩む女子からの「生きていることが辛い」といった相談など、二つの事例について、各機関がそれぞれどのように対応するか実践的な意見が交わされました。

今後も引き続き、子どもにとって最適なサポートを行うため、相談機関相互の連携協力を一層進めていきます。

2 活動状況の報告等

権利の侵害から子どもを救済するために最も大切なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人の関係調整を図っていくことです。

そのためには、子どもアシストセンターの活動状況や、相談を通して見えてくる子どもを取り巻く課題などについて、十分に理解をしてもらうことが重要であり、このことが再発防止や予防にもつながると考えています。

そのため、学校や地域の関係団体などに対して積極的に活動状況の報告や説明会を行っています。

【主な報告機関等】

名 称	報告日
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	令和5年8月24日
札幌市学教連絡会	令和5年9月26日
北海道私立中学校・ 高等学校協会札幌支部会議	令和5年11月14日

3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

標記シンポジウムは、子どもの権利の普及、地方における子ども施策のあり方を協議することを目的として、毎年開催されております。令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、令和4年度に再開されました。

令和5年度は、東京都小金井市で「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見反映」をテーマとして開催されました。

シンポジウムには、大鹿調査員、祐川調査員、事務局職員が現地参加し、他の自治体における子どものための相談・救済に関する活動の現状と課題について理解を深め、アシストセンター内でも情報を共有しました。

【会議内容及び日時】

- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム（全体会）

令和6年2月10日（土）

- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム（第1分科会；子どもの相談・救済）

令和6年2月11日（日）

【場所】

小金井宮地楽器ホール（東京都小金井市）



【子どもアシストセンター紹介編】

◎ 相談員・調査員のコラム

「春」

（江口 子どもの権利相談員）

「回復アイテム」

（井上 子どもの権利相談員）

「嫌いな自分」

（大鹿 子どもの権利調査員）

「言葉に宿る魔法の力」

（大友 子どもの権利調査員）

第4章 広報・啓発活動



相談員のコラム

「春」

江口子どもの権利相談員
(在籍期間：R4.4～)

4月になりました。

この冬は、大雪による大きな交通障害もなく雪解けを迎える事ができました。昨年の冬は、地下鉄以外の公共交通機関がマヒしてしまい、自家用車ででの外出もままならず本当に大変でした。

「雪解け」と言えば、北海道で生まれ育った私にとって、雪とともに前年の汚れを洗い流してくれる、清々しい気持ちにさせてくれるもの。力強く芽吹いた小さな緑をみて、「ああ、春だなあ」と感じます。雪のない地域の方々はどのようなのでしょうか。やはり、桜の芽吹きで春を感じるのでしょうか。

「春」の語源を調べてみると、

- ①「懇る」。田畑を懇る。田植えの季節。
- ②「晴る」。気持ちが晴れる。
- ③「張る」。草木の芽がぷっくりと張る。

この3つの語源から「春」という言葉が表されているそうです。新しい命が芽吹き、気持ちが晴れ、新年度の準備を始める時期という事です。

日本だけではなく、英語の「spring」（和訳：春）も、「跳ねる」、「泉」という意味から来ているそうで、「植物が芽を出す時期」というのが語源になっているそうです。

語源と言えば、この意味を知りたいと思った時、私の時代には辞書、辞典しかありませんでした。分厚い辞典や辞書をあいうえお順に指でたどり、ページを開いていく。一つの事を調べようとして、別のものが目に入ってきて、ついつい読んでしまうという事がよくありました。今では、スマホなどであっという間に検索でき、ピンポイントで情報を得る事ができます。とても便利で効率的ですが、紙をめくって「あった、これこれ」という、ちょっとしたトキメキがなくなったようで、辞書、辞典でものを調べていた私には、少し寂しく、味気ないようにも感じられます。

「いつから辞書を持たせる？」というある調査（小学館、2019年度調べ）で、

1位 辞書を持たせていない 35%

2位 小学1年生 22%

3位 小学3年生 21%

という結果が出たそうです。

みなさんはどうでしょうか。辞書を持っていますか？

自分では持っていないとしても、ご家庭に1冊ほどは昔、誰かが使っていたものがあったりするのではないのでしょうか。見つけたら、是非、開いてみて欲しいと思います。何かを調べる目的がないとしても、そこには新しい発見があるかもしれません。

新学期が始まります。

これまで蓄えてきた力で芽吹き、晴れた気持ちで新たな種をまいていくスタートライン。

子どもには、計り知れないその土壌があり、泉のように湧いてくる興味、好奇心があります。

アシストセンターでは、子どもの持っているその力を、保護者の皆様と共に大切に育てていきたいと思っております。4月は何かと忙しく、落ち着かない時期但也有りますが、お子さんと一緒にちょっと外に出て、「春」探しをしてみてもはどうでしょうか。

「回復アイテム」

井上子どもの権利相談員
(在籍期間：R4.4～)

あたたかい陽が降り注ぎ、心地よい春風を感じる季節となりました。

札幌でも、早くに桜が咲きましたね。日に日に育っていく植物を見ていると、寒い冬の間に蓄えた力が、どんどん溢れてきているようにも感じられ、なんだかこちらも元気が出るような、嬉しい気持ちになります。

私たち人間も、エネルギーを蓄える力や、困難を乗り越える力、“回復力”があります。

しかし、今の自分はどこまで頑張ることができて、どれほどの回復力があるのか。日々の自分の調子を把握するのは、結構難しいことではないでしょうか。よくあるゲームのように、自分のHP(体力)を目視することができて、回復アイテムを使用して、即座に元気を取り戻す、便利なシステム。「あれが現実でもできればいいのになぁ…」と時々考えてしまいます。

そんなとき、ゲームのようにはいかなくても、自分なりの“回復アイテム”があると、自身のHPの確認、回復になるのではないのでしょうか。

私にも“回復アイテム”と呼べるものがいくつかあります。

ほんのちょっとの疲れであれば、チョコレートや美味しいお菓子を食べるだけで、元気が出ます。お部屋を整理する、洗濯をすると、目の前の物が片付いたような気がして、すっきりします。近所を散歩して、美味しいパン屋さんを探すのも好きです。海沿いを走るバスやJRに乗って、イヤホンで音楽を聴きながら、海を眺めると、とても気持ちが安らぎます。これが、私の“回復アイテム”のひとつです。

「あのとき、こういうことをして乗り越えたな～」という経験から、“回復アイテム”が増えていきました。

しかし、“回復アイテム”を使っても効果がない、そもそもアイテムを使う気が起きないくらい、ヘトヘトになっているときもあります。場合によっては「季節の変わり目かも」「単に風邪を引いたのだな」と理由がわかり、数日の休息で回復することもあります。

それでも、ひとりで自分と向き合っていると、何がなんだかわからなくなってしまい、そういうときこそ、人と会話をするようにしています。相談することが難しくても、話す相手がいるだけでも安心するし、反対に人の話を聴くことで、意外な解決方法が見えてくることもあります。また、人との関わりで「なんだかいつもと違うな」「気持ちが揺さぶられるな」と感じるときは、自分が疲れているサインだったりもします。そんなときは、アイテムを見直して、休息をとって、また人と話して…と繰り返しています。

みなさんにも“回復アイテム”はありますか？

アイテムが見つからないとき、自分の HP がわからないとき、よければアシストでお話をしませんか。きっと“回復アイテム”はあなたの中にあるはずです。一緒に“回復アイテム”を探していきましょう！

調査員のコラム

「嫌いな自分」

大鹿子どもの権利調査員
(在籍期間：R2.4～)

日頃、相談を受けている中で、「自分を好きになれない」という言葉を耳にすることがあります。

私自身も、「自分のことを好きになる」というのはとっても難しいことに思います。

言うべきでないことを言ってしまうたり、自分の言葉と行動が合っていないかったりすると、自分のことが嫌になってしまうことがあります。自己紹介のときに、嫌いなことは自己紹介です、と言ったりして自虐的なギャグを言っていたこともありました。今後も生きて動いてさえいれば、失敗してしまったり、他の人に迷惑をかけてしまったりすることを避けることはできず、その度に自分のことが嫌いになってしまうかも知れません。

しかしながら、自分のことが嫌いだと思っていると、どんどん自分の嫌な部分にばかり目がいて、もっと自分が嫌になってしまうことに気が付きました。そして、よくよく考えてみると、そもそも自分を好きになるための努力を怠るための言い訳、言い逃れなのかも知れないと思うようにもなりました。

自分が嫌いです、と言って何もしていないよりは、自分を好きになるために、ちょっとずつでも努力して、同じ過ちを繰り返さないように心がけていくことが大事なのかもかもしれません。そして、一生懸命やったけれども成果が出なかった場合や、一人の人をかばおうとして他の人との関係が険悪になってしまった場合でも、自分が自分の行ったことや、自分で決めたことに納得できていれば、後悔することが少ないし、自分を見直すことができるかも知れません。頑張ったことを、自分自身で褒めることが大事なように思います。

もっとも、家庭環境、人間関係やいじめ、大切な人を失ってしまったときなど、自分ではコントロールできないものが自分のことを嫌いになってしまう原因となっているときもあります。自分一人の力ではどうすることも出来ず、動くこともしんどい状況に陥ることもあります。そんなときは、第三者に相談して自分のことを客観的に見直す必要があるかも知れません。是非、子どもアシストセンターに相談していただければと思います。

「言葉に宿る魔法の力」

大友子どもの権利調査員
(在籍期間：R5.7～)

春がやってきます。森羅万象、ものみな動く季節へと移り変わるこの時期は、雪に閉ざされた季節からの解放感で心が躍ります。そして、これから巡る春夏秋冬、どんなことが待っているのか、期待感で胸が膨らみます。

春の足音を感じながら、ふと、昨年の春は、解放感や期待感に加え、興奮と感動に包まれた特別な春だったことを思い出しました。

特別な春にしてくれたのは、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）での日本チームの戦いでした。心が跳ね上がるようなドラマティックな試合展開の中、人々の心を揺さぶり、記憶に深く刻まれる感動的なシーンがたくさんありました。そして、日本代表に選ばれた選手一人一人のすばらしさや魅力に心を奪われました。

そんな選手たちの中でも特に多くの人の心を鷲掴みにしたのが大谷翔平選手です。私も大谷選手の姿からたくさんの元気や勇気をもらいましたが、特に心に残っているのが、決勝戦前のミーティングでの「憧れるのをやめましょう」という言葉です。

対戦相手のアメリカチームは、プロ野球選手なら誰もが知っている大リーガーぞろいです。日本ですばらしい活躍をしている選手たちといえども、目の前に憧れの超一流選手がいれば平常心でいることは難しいでしょう。心がどこかに飛び、雲の上を歩いているような感じになるかもしれません。

大谷選手はそのようなチームメイトの心の状況を見極め、この言葉を発したのでしょう。そして、舞い上がりそうな選手たちの心を平常に戻し、奮い立たせ、勇気や闘争心を湧きあがらせました。もし、大谷選手の言葉がなかったら決勝戦はどうなっていたでしょうか。

たったひとつの言葉が他の人の心を大きく動かす、そんな言葉の持つ力について改めて考えさせられました。くじけそうなとき、めげてしまいそうなとき、他の人の言葉に励まされ、勇気や力をもらったということは誰もが経験したことがあるのではないのでしょうか。

昨今、SNS 上での誹謗中傷や攻撃など、言葉の負の側面が注目されがちですが、劇的に変化する現代社会だからこそ、言葉の正の側面、誰かを励まし希望を与えるような、言葉に宿る魔法の力を再確認すべきではないかと思うのです。

「だいじょうぶ だいじょうぶ」(文・絵：いとうひろし)という絵本があります。次のような内容です。

幼い「ぼく」が困ったことや怖いことに会って不安になるたび、
おじいちゃんが「ぼく」の手を握り、おまじないのようにつぶやいた。

「だいじょうぶ だいじょうぶ」

「ぼく」はその言葉に励まされ、少しずつ強くなって大きくなった。
だから今度は「ぼく」の番。

病床に横たわるおじいちゃんの手を握り、何度も繰り返すのだ。

「だいじょうぶ だいじょうぶ」

勇気をくれる、前に進む力をくれる、心を奮い立たせてくれる、背中を押してくれる、気持ちをつないでくれる、心を拓いてくれる、優しく包んでくれる、不安を消し去ってくれる、心を癒してくれる、夢や希望を与えてくれる、孤独感を和らげてくれる……、そんな魔法の力が宿る言葉が満ち溢れる素敵な社会になってほしいと願ってやみません。

さて、今年、大谷選手はどんな言葉を私たちに届けてくれるのでしょうか。そして、どんな感動や力を与えてくれるのでしょうか。春の訪れとともにワクワク感がとまりません。

第4章 広報・啓発活動

子どもの権利侵害からの救済にかかる実効性を確保するためには、まず、子どもや保護者、そして子どもが育ち学ぶ施設の職員など、多くの方々に子どもアシストセンターの存在を広く知ってもらうことが重要です。

認知度が高まることにより、子どもアシストセンターにSOSを伝えることができる子どもが増えると考えられることから、実際の相談・救済活動とともに、広報・啓発活動はとても重要であると考えており、さまざまな方法により、子どもアシストセンターの普及・啓発に努めています。

1 広報・啓発活動

(1) 子どもアシストセンターの広報物

子ども用カード（名刺大）

【対象】小学生・中学生・高校生 【配布時期】5月～6月、10月～11月

↓5～6月配布

↓10～11月配布



大人用カード（名刺大）

【対象】主に大人 【配布時期】随時
※コンビニ、ドラッグストアの市内店舗、まちづくりセンター等の公共施設に配架



施設用ステッカー 市内の小・中・高校、特別支援学校、児童会館、保育園等

↓小学生用

↓中学生・高校生用

↓大人用



保護者向け広報紙

【対象】

全小中学生の保護者、
高校、公共施設等

【配布時期】

不定期（年1～2回）
※令和5年度は12月と3月に発行

保護者向けチラシ

【対象】主に大人

【配布時期】随時
※あしすと出前講座の出席者等に配布



(2) SNSによる広告

LINE 広告の配信

市内の中高生をターゲットとしてアシストセンターを周知する目的の他、悩みがないときでも、お守り代わりとしてアシストセンターをLINE友だち登録しておくことで、いざというときにいつでも相談できる子どもが増えるよう、LINE広告を実施しました。（配信時期：令和5年8月、令和6年2月）



(3) 新たに行った広報活動

① 障がい児施設へのステッカーの作成及び配布

障がいのある子どもたち自身に、子どもには権利があること、そして権利が侵害された場合には相談場所としてアシストセンターがあることを知ってもらうため、子どもたちの目につきやすいトイレ等に貼ってもらうことを想定したステッカーを新たに作成し、市内の児童発達支援及び放課後児童デイサービス事業所に配布しました。



② Tik Tok 広告の配信

アシストの高校生の利用割合が小中学生と比較して低いことから、高校生の相談者数を増やすために、高校生の利用が多く訴求力が高いと考えられるTik Tok 広告を新たな広報として実施しました。（配信時期：令和5年7月、同年9月、令和6年2月、同年3月）



(4) 出前講座等

あしすと出前講座（3回実施、86人参加）

家庭教育学級、青少年関係団体など子どもに関わるさまざまな団体やグループなどを対象に、救済委員や調査員が講師となり、子どもの悩みや課題について共に考え話し合います（費用は無料）。

テーマ

- ・子どもの権利を守るってどんなこと？
- ・子どものSOS～子どもの声が聞こえますか？
- ・相談から見える子どもたち

あしすと子ども出前講座（19回実施、950人参加）



子どもにとって親しみやすく安心して相談できる機関であることを直接PRするため、市内の児童会館を利用する子どもを対象に、相談員によるペープサート（紙の人形劇）等を使った出前講座を行っています。

あしすと出前授業（1回実施、96人参加）



子どもの権利に関する理解を深めることを目的に、学校からの依頼により、調査員や相談員が、小・中学校を訪問し、児童・生徒を対象として出前授業を実施しています。

令和5年度は小学校から依頼を受け、「どうしたらいいのかな」というテーマで授業を行いました。

(4) ホームページ・マスメディア等



ホームページ

- ◇ 子どものみなさんへ
- ◇ 事例紹介
- ◇ コラム「こんにちは、アシストです」（毎月更新）



映像CM

- ◇ サッポロスマイル市政PRコーナー（平成28年3月～継続中）
- ◇ 各区戸籍住民課窓口モニター（11月）
- ◇ 札幌市子ども未来局X（※旧Twitter）（随時）



↑子どものみなさんへ Top 画像
令和4年8月デザインリニューアル

2 制度・活動に関する問合せ・視察・情報交換

(1) 他の地方公共団体等からの視察

アシストセンターのような子どもの権利救済機関を置く自治体は全国でもまだ多くなく、特にこれからの設置を検討中である他の地方公共団体等から視察の申し込みがあります。令和5年度は、5件25名の方が視察に訪れました。

主な問い合わせ内容は、子どもアシストセンターの設置の経緯や人員体制、運営状況、学校その他の関係機関との連携などです。

来所日時	地方公共団体名	来所者	人数
令和5年8月8日	東京都北区	区議会議員	10名
8月10日	沖縄県宮古島市	市議会議員	3名
8月24日	愛媛県今治市	市議会議員	7名
9月28日	熊本県熊本市	子ども局職員	4名
11月24日	東洋大学	大学教員	1名

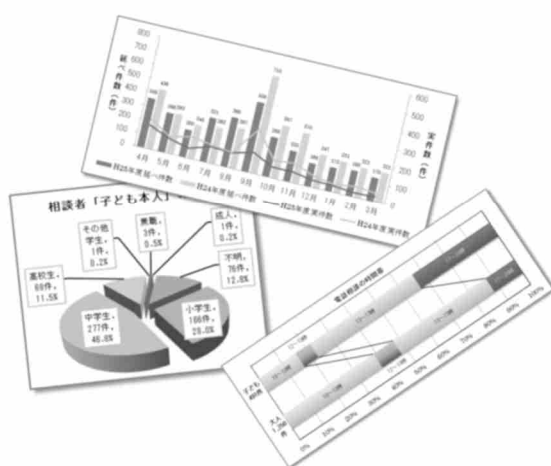


【統計・資料編】

第 5 章 令和 5 年度の統計データ詳細

第 6 章 相談件数等の推移

第 7 章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例



I 月別相談受付状況

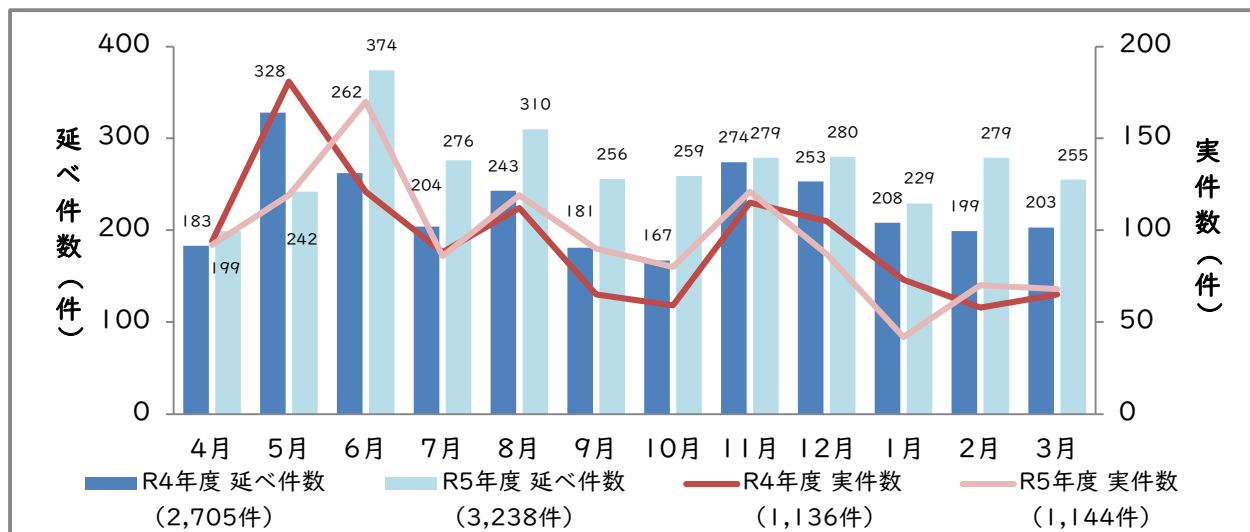


図4 月別相談受付状況

令和5年度は、5月の大型連休明けから6月にかけてと、10月から11月にかけて、小中高校生に新デザインの子ども用相談カードを配布したほか、夏冬休み明けのLINE広告や、TikTok広告の配信など、年間を通して切れ目のない広報を行いました。特に相談カードの配布直後は、相談件数が増加する傾向にあります。

2 相談方法の内訳

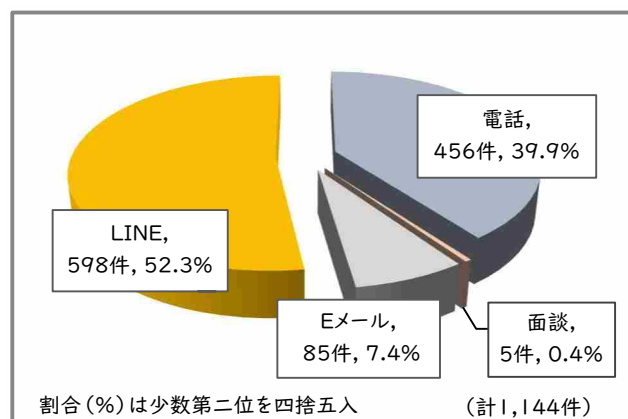


図5 実件数（初回相談）の内訳

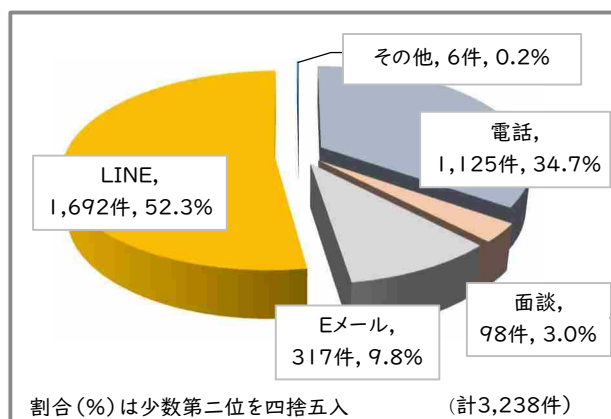


図6 延べ件数の内訳

実件数（初回相談）、延べ件数ともに、LINEによる相談が最も多く、次いで電話による相談が多くなっています。

なお、面談は基本的に予約制のため実件数（初回相談）は少なく、メールによる相談はやり取りに回数を要することが多いため、実件数（初回相談）より延べ件数で割合が大きくなっています。

3 相談者、相談者「子ども本人」の内訳

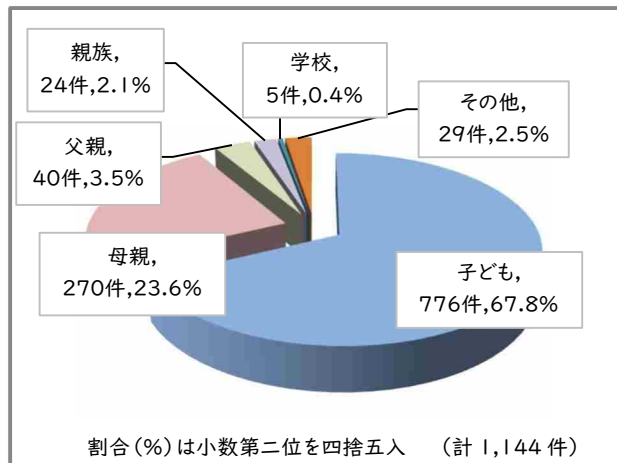


図7 相談者（実件数）の内訳

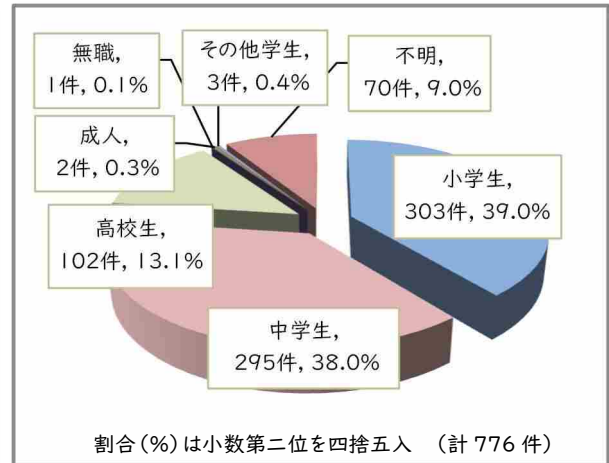


図8 相談者「子ども本人」の内訳

相談者とは、相談してきた人のことをいいます。子ども本人からの相談が多く、全体の67.8%です。次に多いのが母親で、本人と母親を合わせると全体の9割を占めます。

また、子ども本人の相談の内訳では、小学生からの相談が若干ではありますが中学生からの相談を超えて最も多くなり、子ども本人の相談者全体の39%を占めています。

延べ件数における相談者と相談方法の集計は、下表のとおりです。

子ども本人からの相談は、令和2年度より通年実施したLINEによる相談の割合が多く、LINEは子どもにとって気軽に相談できる方法であることがうかがえます。

表3 相談者と相談方法（延べ相談者数）

区 分	子ども本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電 話	356	59	540	35	42	93	1,125
	11.0%	1.8%	16.7%	1.1%	1.3%	2.9%	34.7%
面 談	64	3	21	1	4	5	98
	2.0%	0.1%	0.6%	0.0%	0.1%	0.2%	3.0%
Eメール	201	7	83	2	12	12	317
	6.2%	0.2%	2.6%	0.1%	0.4%	0.4%	9.8%
L I N E	1,688	1	3	0	0	0	1,692
	52.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	52.3%
その他	2	0	0	0	0	4	6
	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
合 計	2,311	70	647	38	58	114	3,238
	71.4%	2.2%	20.0%	1.2%	1.8%	3.5%	100.0%

※相談者が複数の場合があるため、相談者数の合計は相談件数と一致しない。

※割合は小数第二位を四捨五入

4 相談対象者⁽⁵⁾の内訳

相談の対象となった子どもの内訳で、最も多かったのは小学生で502件(43.9%)、二番目が中学生の373件(32.6%)、三番目が高校生の155件(13.5%)でした。

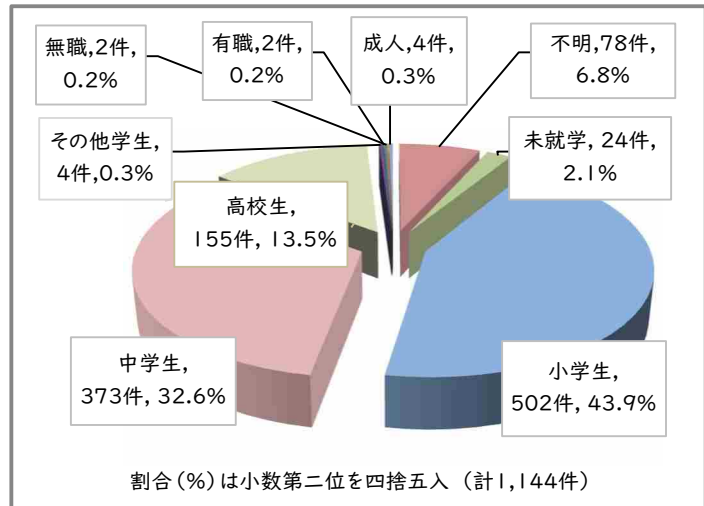


図9 相談対象者の内訳

5 相談内容の内訳

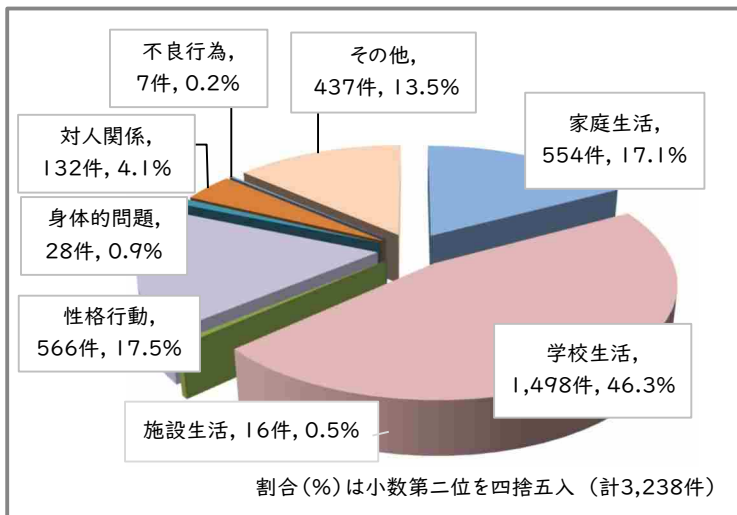


図10 相談内容の内訳

子どもアシストセンターでは、相談内容を「家庭生活」、「学校生活」など8項目に分けています。

延べ件数全体で相談内容の内訳をみると、「学校生活」に関する相談が一番多くなっています。これは例年と同様の傾向です。令和5年度は、これまで2番目に多かった「家庭生活」を「性格行動」が初めて超えました。さらに相談内容を33の細目に分けると、主な項目は、下表のとおりです。

表4 相談内容の主な項目

子ども(2,311件)		大人(927件)	
① 友人関係	489件(21.2%)	① 親子・兄弟関係	85件(9.2%)
② 精神不安	456件(19.7%)	② 養育・しつけ	74件(8.0%)
③ 親子・兄弟関係	158件(6.8%)	③ いじめ	74件(8.0%)
④ 学習・進路	88件(3.8%)	④ 子どもと教師の関係	69件(7.4%)
⑤ 不登校	81件(3.5%)	⑤ 不登校	66件(7.1%)

(5) 相談対象者

相談の対象となっている子どもを指します。母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親となり、「相談対象者」は小学生となります。中学生の子ども本人が自分のことについて相談してきた場合には、「相談者」は子どもとなり、「相談対象者」は中学生となります。

第 6 章 相談件数等の推移

I 相談の状況

(1) 相談件数

年 度	実件数	延べ件数
H21	1,278 件	3,571 件
H22	1,171 件	3,788 件
H23	1,191 件	4,186 件
H24	1,197 件	3,925 件
H25	1,035 件	3,247 件
H26	1,046 件	3,713 件
H27	1,000 件	4,074 件
H28	833 件	3,515 件
H29	943 件	3,299 件
H30	833 件	2,653 件
R1	1,003 件	3,062 件
R2	882 件	3,230 件
R3	948 件	2,886 件
R4	1,136 件	2,705 件
R5	1,144 件	3,238 件

(2) 相談方法別件数 上段：初回相談時の区分による実件数 / (下段：延べ件数)

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他※	LINE	合 計
H21	908 件	356 件	14 件	0 件		1,278 件
	(1,649 件)	(1,778 件)	(139 件)	(5 件)		(3,571 件)
H22	825 件	329 件	17 件	0 件		1,171 件
	(1,820 件)	(1,837 件)	(124 件)	(7 件)		(3,788 件)
H23	715 件	455 件	21 件	0 件		1,191 件
	(1,433 件)	(2,626 件)	(126 件)	(1 件)		(4,186 件)
H24	699 件	481 件	16 件	1 件		1,197 件
	(1,232 件)	(2,543 件)	(145 件)	(5 件)		(3,925 件)
H25	639 件	380 件	16 件	0 件		1,035 件
	(1,250 件)	(1,874 件)	(119 件)	(4 件)		(3,247 件)
H26	638 件	387 件	21 件	0 件		1,046 件
	(1,411 件)	(2,063 件)	(234 件)	(5 件)		(3,713 件)
H27	659 件	318 件	22 件	1 件		1,000 件
	(1,860 件)	(1,922 件)	(283 件)	(9 件)		(4,074 件)
H28	613 件	211 件	9 件	0 件		833 件
	(1,903 件)	(1,420 件)	(189 件)	(3 件)		(3,515 件)
H29	701 件	229 件	11 件	2 件		943 件
	(1,620 件)	(1,485 件)	(188 件)	(6 件)		(3,299 件)
H30	662 件	128 件	10 件	1 件	32 件	833 件
	(1,343 件)	(1,125 件)	(139 件)	(8 件)	(38 件)	(2,653 件)

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他※	L I N E	合 計
R1	552 件	131 件	16 件	0 件	304 件	1,003 件
	(1,500 件)	(867 件)	(196 件)	(1 件)	(498 件)	(3,062 件)
R2	385 件	117 件	2 件	0 件	378 件	882 件
	(1,516 件)	(770 件)	(128 件)	(3 件)	(813 件)	(3,230 件)
R3	510 件	117 件	5 件	0 件	316 件	948 件
	(1,464 件)	(537 件)	(140 件)	(9 件)	(736 件)	(2,886 件)
R4	513 件	87 件	3 件	1 件	532 件	1,136 件
	(1,105 件)	(379 件)	(72 件)	(5 件)	(1,144 件)	(2,705 件)
R5	456 件	85 件	5 件	0 件	598 件	1,144 件
	(1,125 件)	(317 件)	(98 件)	(6 件)	(1,692 件)	(3,238 件)

※相談方法は、随時「LINEから電話」、「メールから電話」、「電話から面談」等へ移行することがある。

※「その他」：手紙など

※LINEの個人情報の管理上の懸念が報じられたことを受け、R3.3.26からR3.7.7までLINEでの相談を休止した。

(3) 相談者別内訳（実件数）

年 度	子ども本人	母親	父親	親族	学校	その他※	合 計
H21	562 件	615 件	26 件	36 件	3 件	36 件	1,278 件
H22	521 件	561 件	28 件	28 件	8 件	25 件	1,171 件
H23	619 件	482 件	29 件	33 件	3 件	25 件	1,191 件
H24	711 件	405 件	29 件	22 件	2 件	28 件	1,197 件
H25	592 件	365 件	30 件	26 件	3 件	19 件	1,035 件
H26	601 件	370 件	28 件	25 件	4 件	18 件	1,046 件
H27	528 件	376 件	30 件	29 件	6 件	31 件	1,000 件
H28	420 件	329 件	28 件	20 件	7 件	29 件	833 件
H29	430 件	434 件	29 件	21 件	0 件	29 件	943 件
H30	334 件	394 件	40 件	33 件	6 件	26 件	833 件
R1	570 件	341 件	34 件	16 件	4 件	38 件	1,003 件
R2	601 件	215 件	23 件	15 件	5 件	23 件	882 件
R3	552 件	306 件	38 件	18 件	5 件	29 件	948 件
R4	774 件	291 件	29 件	16 件	3 件	23 件	1,136 件
R5	776 件	270 件	40 件	24 件	5 件	29 件	1,144 件

※「その他」：近隣住民、施設関係など

(4) 相談者「子ども本人」の内訳（実件数）

年 度	小学生	中学生	高校生	不明	その他※	合 計
H21	189 件	205 件	42 件	109 件	17 件	562 件
H22	150 件	204 件	62 件	97 件	8 件	521 件
H23	134 件	313 件	57 件	111 件	4 件	619 件
H24	187 件	342 件	73 件	100 件	9 件	711 件
H25	166 件	277 件	68 件	76 件	5 件	592 件

年 度	小学生	中学生	高校生	不明	その他※	合 計
H26	164 件	278 件	80 件	69 件	10 件	601 件
H27	171 件	222 件	86 件	45 件	4 件	528 件
H28	143 件	148 件	83 件	33 件	13 件	420 件
H29	113 件	143 件	115 件	50 件	9 件	430 件
H30	128 件	84 件	91 件	21 件	10 件	334 件
R1	107 件	252 件	127 件	83 件	1 件	570 件
R2	126 件	287 件	127 件	57 件	4 件	601 件
R3	155 件	248 件	83 件	62 件	4 件	552 件
R4	287 件	318 件	107 件	56 件	6 件	774 件
R5	303 件	295 件	102 件	70 件	6 件	776 件

※「その他」：その他学生、無職少年など

(5) 相談対象者別内訳（実件数）

年 度	未就学	小学生	中学生	高校生	不明	その他(※)	合 計
H21	34 件	520 件	430 件	146 件	116 件	32 件	1,278 件
H22	42 件	456 件	409 件	141 件	103 件	20 件	1,171 件
H23	41 件	399 件	476 件	139 件	118 件	18 件	1,191 件
H24	28 件	410 件	496 件	138 件	106 件	19 件	1,197 件
H25	19 件	384 件	415 件	125 件	81 件	11 件	1,035 件
H26	33 件	361 件	418 件	137 件	78 件	19 件	1,046 件
H27	29 件	384 件	362 件	159 件	53 件	13 件	1,000 件
H28	26 件	339 件	251 件	151 件	46 件	20 件	833 件
H29	40 件	358 件	293 件	168 件	62 件	22 件	943 件
H30	27 件	367 件	213 件	165 件	40 件	21 件	833 件
R1	30 件	298 件	362 件	195 件	96 件	22 件	1,003 件
R2	18 件	239 件	368 件	165 件	70 件	22 件	882 件
R3	28 件	327 件	373 件	134 件	75 件	11 件	948 件
R4	17 件	462 件	420 件	153 件	67 件	17 件	1,136 件
R5	24 件	502 件	373 件	155 件	78 件	12 件	1,144 件

※「その他」：その他学生、有職少年、無職少年 等

(6) 内容別内訳（延べ件数）

年 度	家庭生活	学校生活	性格行動	身体的問題	対人関係	その他	合 計
H21	636 件	1,893 件	423 件	106 件	135 件	378 件	3,571 件
H22	692 件	2,134 件	338 件	54 件	200 件	370 件	3,788 件
H23	780 件	1,986 件	765 件	59 件	195 件	401 件	4,186 件
H24	737 件	2,117 件	468 件	50 件	223 件	330 件	3,925 件
H25	591 件	1,980 件	302 件	60 件	94 件	220 件	3,247 件
H26	800 件	2,226 件	235 件	55 件	64 件	333 件	3,713 件
H27	734 件	2,664 件	278 件	41 件	47 件	310 件	4,074 件
H28	588 件	1,798 件	282 件	65 件	64 件	718 件	3,515 件
H29	692 件	1,774 件	267 件	64 件	58 件	444 件	3,299 件
H30	525 件	1,244 件	348 件	71 件	46 件	419 件	2,653 件
R1	648 件	1,435 件	307 件	56 件	137 件	479 件	3,062 件
R2	777 件	1,401 件	417 件	50 件	105 件	480 件	3,230 件
R3	625 件	1,274 件	432 件	46 件	74 件	435 件	2,886 件
R4	429 件	1,409 件	328 件	49 件	73 件	417 件	2,705 件
R5	554 件	1,498 件	566 件	28 件	132 件	460 件	3,238 件

※「その他」：施設生活、不良行為、問合せ 等

2 調整活動の状況

調整先 年度	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	市児童 相談所	その他 ※	合 計	回 数
H21	18 件	10 件	0 件	1 件	9 件	3 件	41 件	115 回
H22	11 件	9 件	1 件	1 件	11 件	9 件	42 件	202 回
H23	4 件	3 件	0 件	0 件	10 件	2 件	19 件	99 回
H24	3 件	3 件	2 件	1 件	8 件	1 件	18 件	223 回
H25	8 件	6 件	3 件	0 件	4 件	0 件	21 件	125 回
H26	12 件	7 件	3 件	1 件	3 件	5 件	31 件	369 回
H27	13 件	9 件	0 件	0 件	4 件	4 件	30 件	433 回
H28	16 件	4 件	0 件	0 件	2 件	1 件	23 件	289 回
H29	10 件	3 件	0 件	0 件	1 件	4 件	18 件	323 回
H30	10 件	3 件	0 件	0 件	1 件	6 件	19 件	88 回

調整先 年度	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	市児童 相談所	その他 ※	合 計	回 数
R1	7 件	2 件	0 件	1 件	1 件	3 件	13 件	168 回
R2	4 件	4 件	3 件	1 件	5 件	3 件	19 件	453 回
R3	11 件	6 件	1 件	3 件	15 件	15 件	32 件	362 回
R4	5 件	3 件	2 件	1 件	8 件	8 件	22 件	188 回
R5	2 件	7 件	2 件	1 件	14 件	5 件	24 件	133 回

※令和5年度「その他」：区保健センター、医療機関、警察署、法務局、市相談機関

※複数の調整先に調整したケースもあるため、調整先の合計と調整ケース数（表の合計）は必ずしも一致しない

3 救済申立ての状況

(1) 申立件数

年 度	件 数
H21	3 件
H22	1 件
H23	1 件
H24	1 件
H25	5 件
H26	2 件
H27	0 件
H28	0 件
H29	0 件
H30	3 件
R1	2 件
R2	0 件
R3	1 件
R4	1 件
R5	0 件

(2) 対処結果等

年度	件数	番号	調査決定 終結等決定	対処結果等	調査等 の回数
H21	3件	1	H21. 4.22 H21. 8. 6	[職場での指導に関する事] ・ 権利侵害事実の消滅により調査打ち切り	22 回
		2	H21. 7. 8 H21.10.22	[嫌がらせの犯人扱いを受けたこと] ・ 申立ての趣旨が実現したと判断し終結	26 回
		3	H22. 2. 8 H22. 5. 6	[物品の紛失被害に関する事] ・ 環境改善等により状況安定のため調査打ち切り	12 回
H22	1 件	1	H23. 1.13 H23. 2.10	[いじめに関する事] ・ 申立ての趣旨に関する目的達成のため調査打ち切り	9 回
H23	1 件	1		[学校での指導に関する事] ・ 条例第 38 条第 3 号（札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案）に該当のため調査対象外	0 回
H24	1 件	1	H24. 5.11 H24. 6.27	[校外活動に関する事] ・ 申立人の要望に対する調査依頼先の協力が得られない旨申立人に通知し、調査打ち切り	7 回
H25	5 件	1	H25. 5.30 H25. 6.21	[退学処分に関する事] ・ 申立人が司法の場での解決を望んだため調査打ち切り	13 回
		2	H25. 5.31 H25. 6.21	[退学処分に関する事] ・ 申立人が司法の場での解決を望んだため調査打ち切り	10 回
		3	H25. 5.31 H26. 4.30	[いじめに関する事] ・ 申立てが取り下げられたため調査打ち切り	0 回
		4	H25.12.12 H26. 4.15	[学校での指導に関する事] ・ 申立ての趣旨が実現したと判断し終結	13 回
		5	H26. 2. 7 H26. 4. 7	[子どもの意見表明権に関する事] ・ 申立ての趣旨が実現したと判断し終結	24 回
H26 ～ H27	2 件	1	H27. 3. 9 H27. 9.25	[校外活動に関する事] ・ 二年度にわたり調査を実施したが、申立人がこれ以上の調査継続を希望しなかったため終了	4 回
		2	H27. 3. 9 H27. 9.25	[校外活動に関する事] ・ 二年度にわたり調査を実施したが、申立人がこれ以上の調査継続を希望しなかったため終了	2 回
H30	3 件	1	H30. 7.11 H31. 2.28	[幼稚園の対応に関する事] ・ 権利侵害状態の解消により終結	17 回
		2	H30. 8. 9 H31. 2. 8	[暴力行為に関する事] ・ 申立ての趣旨が実現したと判断し終結	38 回
		3	H30. 9.20 H30.10.26	[部活動に関する事] ・ 申立てに係る事実が不当ではないと判断し終結	10 回
R1	2 件	1	R 1. 5.24 R 1.11.21	[学校の対応に関する事] ・ 状況が改善傾向にあると判断し終結	54 回
		2	R 2. 2.13 R 2. 3.31	[いじめに関する事] ・ 申立てが取り下げられたため調査せず	0 回

年度	件数	番号	調査決定 終結等決定	対処結果等	調査等 の回数
R3	1 件	1		[子どもの居住権の侵害等に関すること] ・ 条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当で ないと認められる事案）に該当のため調査対象外	0 回
R4	1 件	1		[医療的ケア児童への制度改善に関すること] ・ 条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当で ないと認められる事案）に該当のため調査対象外	0 回

4 救済委員の自己の発意による調査の状況

(1) 実施件数

年 度	件 数
H21	0 件
H22	0 件
H23	0 件
H24	2 件
H25	1 件
H26	0 件
H27	0 件
H28	0 件
H29	0 件
H30	0 件
R1	0 件
R2	0 件
R3	0 件
R4	0 件
R5	0 件

(2) 実施結果等

年度	件数	番号	発意 終結等決定	調査実施結果等
H24	2件	1	H24.6.6 —	[無戸籍または住民票に記載のない子どもに関する 行政サービスの適用状況調査] ※平成25年度に「調査425-1」に引継ぎ調査継続
		2	H24.12.7 H25.6.21	[同一教員による体罰に関すること] ・当該教員及び学校側が反省し改善策を実施したことを評価し、引き続き再発防止を求める内容で結果を通知し終了
H25	1件	1	— H25.11.14	[無戸籍または住民票に記載のない子どもに関する 行政サービスの適用状況調査] ・各種の行政サービスを管轄する各機関に対し、子どもが無戸籍または住民票に記載がない場合の行政サービスの適用の可能性の有無や、サービスを受けるに当たって必要となる手続きについて調査し、結果をフィードバック。万が一無戸籍の子どもについて対応した場合でも、それぞれの窓口で適切な対応が図られるよう、関係職員への周知等について依頼。

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

平成20年11月7日制定
平成21年4月1日施行

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にすること、日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよ

う、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情を持ってはぐくまれること。

(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) かけがえのない自分を大切にすること。

(2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

(4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 学び、遊び、休息すること。

(2) 健康的な生活を送ること。

(3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

(4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

(5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

(6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

- 2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

- 2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事

情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

- 2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- 3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

- 2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

- 2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。
- 3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

- (1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- (2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。
- (3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。
- (4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援 (保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

- 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければならない。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

- 2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱

します。

- 4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができません。

5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。

6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの。

(2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に定める子どもを除きます。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りします。）

- 2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第37条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第38条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。

(4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。

(5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(6) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときは除きます。）。

(7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではない

と認められるとき。

（勧告等の実施）

第 3 9 条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

（是正等の要請）

第 4 0 条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

（報告及び公表）

第 4 1 条 救済委員は、第 3 9 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第 3 9 条第 1 項の規定による勧告若しくは同条第 2 項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

（活動状況の報告）

第 4 2 条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

（調査員及び相談員）

第 4 3 条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第 3 4 条第 1 項から第 3 項まで及び第 3 5 条第 6 項の規定は、調査員等について準用します。

（規則への委任）

第 4 4 条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第 6 章 施策の推進

（施策の推進）

第 4 5 条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

（推進計画）

第 4 6 条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

（権利委員会の設置等）

第 4 7 条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要

があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、1 5 人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 1 5 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

（答申等及び市の措置）

第 4 8 条 権利委員会は、前条第 2 項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第 8 章 雑則

（委任）

第 4 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が別に定める日から施行します。（平成 2 1 年規則第 7 号で平成 2 1 年 4 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 第 3 6 条から第 4 1 条までの規定は、これらの規定の施行の日（以下「施行日」といいます。）の 3 年前の日から施行日の前日までの間にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについても適用し、当該 3 年前の日前にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについては、適用しません。

3 ～ 6 〔省略〕

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の付帯決議

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」は、札幌市の将来を担う子どもたちの幸せを願い、安心して生きる権利を保障し、子どもたちの社会参加と意見を尊重し、子どもの未来に希望の世紀を実現するために制定するものである。

従って、条例の趣旨とその成立に至った経緯を十分に踏まえながら、多くの市民に理解を求め、その為の努力を惜しんではならない。

更に、この条例は、我が国が 1 9 9 4 年に国際条約として批准した「児童の権利に関する条約」を札幌市において具体化するものであり、本条例の解釈・運用は同国際条約に基づいて行わなければならない。

私たちは、本条例の施行以降の状況について、議会に報告を求めるものである。

以上決議する。

平成 2 0 年（2 0 0 8 年）1 1 月 7 日

札幌市議会



毎年 11 月 20 日は
「さっぽろ子どもの権利の日」

SAPPORO

札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）
活動状況報告書（令和５年度）

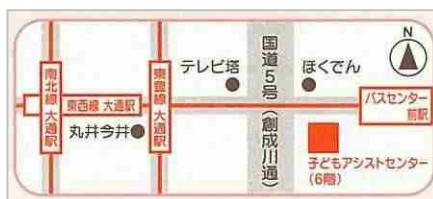
令和６年（２０２４年）７月

編集・発行 札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局

〒０６０-００５１ 札幌市中央区南一条東一丁目

大通バスセンタービル一号館６階

電話：０１１-２１１-２９４６（事務局）



<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/>



さっぽろ市
01-G 04-24-1208
R6-1-90

市政等資料番号	01-G04-24-1208
広報物印刷番号	R6-1-90
関係部局保存年限	1 年

ひとりじゃないよ！
ハッピーがついている

